

## 平成 27 年度第 2 回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開 催 日 時 : 平成 27 年 10 月 30 日 (金) 14:00~16:00  
開 催 場 所 : 第 8 長谷ビル 8 F 貸し会議室「E」  
出席評議員 : 片田議長、大杉評議員、中村評議員、政田評議員、増井評議員、  
宮本評議員、山本評議員  
(※五十音順)
- 事 務 局 : 矢田支部長、山上企画総務部長、田中業務部長、近藤グループ長、  
前田グループ長、寺岡グループ長、吉本グループ長
- 議 題 : 1. 平成 28 年度保険料率について  
2. 第 3 期保険者機能強化アクションプランについて  
3. 平成 27 年度データヘルス計画について
- 議 事 概 要

### 1 開 会

事務局より開会の宣言。

### 2 支部長あいさつ

矢田支部長から挨拶。

### 3 議 事

#### 1. 平成 28 年度保険料率について

##### 【事務局】

資料 1、2 および参考資料 1～3 に基づき、主に以下の点について説明。

- ・協会けんぽの 5 年収支見通しについて、均衡保険料率の推移と各料率パターンの試算結果
- ・平成 28 年度保険料率に関する論点 1～3
- ・単年度収支差と準備金残高の推移
- ・支部別保険料率のしくみと激変緩和措置の影響

##### 【評議員】《議長》

28 年度保険料率について、5 年収支見通しを踏まえた説明が、事務局よりありました。保険料率に関しては、論点が 3 点ございますが、まずは、論点 1「28 年度保険料率について」と論点 2「激変緩和措置」の 2 点について、皆様のご意見を願います。ご質問でも結構です。

**【評議員】（事業主代表）**

法定準備金の考え方について、教えていただきたいと思います。

**【事務局】**

法定準備金とは、安定的な財政運営の視点から、保険給付費および高齢者医療への拠出金の一か月を積み立てなければならないと法令で定められているものです。ただし、法定準備金を保有していても、例えば、インフルエンザの流行等により、医療費が急激に上がるということもありませんので、必ずしも、一か月分を積み立てていけば十分とは言い切れません。

**【評議員】（事業主代表）**

現状では、準備金残高に余裕があるので、今回は保険料率を下げるべきだと感じます。今後、準備金が不足するのであれば、その時に上げる議論をすれば良いのではないのでしょうか。

**【評議員】（加入者代表）**

これまで料率を上げてきて、加入者・事業主に負担をかけている一方で、準備金が法定準備金の2倍以上に増えていくでは、大義名分が成り立たないと思います。5年収支見通しにしても、試算通りの結果になるとは限らないのだから、現状で準備金が積みあがっている事実を重視すべきだと思います。この辺りで、保険料率を下げて、法定準備金を超えた分を加入者に還元するべきではないかと思います。

具体的に何%とするかは、これから検討すれば良いと思いますが、準備金の取り崩しにより、9.7%より低い料率とすることも選択肢の一つであると考えます。

また、協会けんぽは、医療費抑制の取り組みをしているのに、医療費が上がる前提で保険料率の議論を行うことには、違和感があります。

**【評議員】（学識経験者）**

今後の経済状況が不透明な中で、5年収支見通しのみを前提に議論してもあまり意味がないのではないのでしょうか。現実として、準備金が積み上がっているのだから、法定準備金の額に目標を置いて、そこまでは段階的に料率を下げていくということにしないと、理解が得られないと思います。

**【評議員】（事業主代表）**

5年収支見通しは、これまでも協会の財政状況を厳しく見る傾向があると感じています。将来の予測が当たるとは限らないのだから、基本的に、保険料率は単年度収支で考えるべきであると思います。

28 年度保険料率については、下げられるだけ下げるべきであり、準備金の取り崩しも含めて、9.5%くらいまで下げても良いと思います。

その一方で、上げる必要があるときには上がるということを、加入者に理解してもらい、医療費適正化の努力によって、できるだけ料率を低く抑える、それが本来の姿であると思います。

**【評議員】（加入者代表）**

今後の賃金上昇率が 0%とは考えづらく、若干でも上がると思います。保険料率を下げるのが可能な時は下げるべきであり、現在の状況であれば、下げてもらいたいと思います。

**【評議員】（加入者代表）**

資料によると、収支見通しの試算方法として、料率を下げる場合は、下げた料率をそのまま固定する前提で試算していますが、これはなぜでしょうか。

**【事務局】**

今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料として、わかりやすく試算しております。

また、保険料率には一定の安定性を求める意見もあり、それに呼応した形であると考えております。

**【評議員】（加入者代表）**

保険料率の議論は毎年行うのに、このような試算をすると、議論をミスリードすることになるのではないかと思います。

**【事務局】**

料率を下げたほうが良いという意見が多いと思いますが、下げた場合のデメリットもご検討いただきたいと思います。協会けんぽは、これまで国庫補助率の維持・引き上げを訴えて要請活動をしてきた経緯があります。仮に保険料率を下げた場合、将来的に、国庫補助率が引き下げられる可能性も考えられます。また、準備金残高が法定準備金を超えた場合の国庫補助の減額については、料率を下げた場合でも、10%を維持したものとして計算されてしまいます。

もう一点は、健保組合の動向ですが、保険料率が協会けんぽより高い組合が増えてきております。

こういったことも踏まえて、保険料率を下げることの影響を考えていただければと考えます。

**【評議員】（事業主代表）**

国家公務員の共済組合の保険料率は何%ですか。

**【事務局】**

正確な数字は手元にございませんが、協会けんぽより低いです。

**【評議員】（事業主代表）**

共済組合の保険料率は、かなり低いはずです。国庫補助は、中小企業を保護し格差を是正する趣旨のものであり、収支のみを見て削減の議論をするような問題ではないと考えます。そういう議論になるのなら、全保険者で同じ料率にして、同じ医療を受けているのに、負担が違うという不公平さを解消してほしいと思います。

現実問題として、中小企業にとっては、料率10%でも非常に厳しいです。評議会は、そういう現場の生の声を聴くための場であると認識しており、政治的な駆け引きは、別の問題であると考えます。

**【評議員】《議長》**

論点2の激変緩和措置についてですが、京都支部は、激変緩和措置の解消を進めると、保険料率が下がると考えてよろしいですか。

**【事務局】**

京都支部は、医療費に係る部分については、全国より少し低いところに位置しておりますので、激変緩和の解消は、料率が下がる方に働きます。ただ、他支部の動向としましては、料率の高い支部は猶予してほしい、逆に低い支部は早く進めてほしいと意見が分かれております。京都支部は、ほぼ中間に位置しておりますので、できるだけフラットなスタンスでご意見をいただければと思います。

**【評議員】《議長》**

それでは、論点2についてのご意見をお願いします。

**【評議員】（事業主代表）**

1.4/10ずつ激変緩和率を上げていくべきであると考えます。これ以上の先延ばしは、本来の趣旨に反することになりますし、激変緩和の解消が、各支部の健康づくりに向けた取り組みへの動機付けにもなると思います。

**【評議員】（加入者代表）**

本来は、もっと早く解消する計画であったのだから、2/10ずつ上げて、早く本来の姿に近づけるべきであると思います。

【評議員】《議長》

保険料率について、他にご意見はございますか。

【評議員】（加入者代表）

先ほど、保険料率を下げた場合のデメリットの説明がありましたが、それを強調すると今後も下げることはできないということになってしまいます。可能な時は、保険料率を下げて、「上がるときには上がる」、「下がるときには下がる」という意識を加入者・事業主に植え付ける方が良いのではないかと思います。

【評議員】《議長》

具体的に保険料率を何%とすべきかについて、ご意見はございますか。

【評議員】（加入者代表）

9.8%であれば、賃金上昇率が0%であっても、31年度まで法定準備金を確保できると考えて良いでしょうか。

【事務局】

試算上は、そのとおりです。

【評議員】（事業主代表）

5年収支は、スパンが長すぎると感じるので、3年後くらいの準備金残高を見据えて保険料率を決めれば良いと思います。

【評議員】（加入者代表）

法定準備金を確保できる範囲で、できるだけ下げてもらいたいと思います。

【評議員】《議長》

論点3の変更時期は4月からでよろしいでしょうか。

【評議員】（全体）

それで良いと思います。

【評議員】《議長》

事務局は、本日の評議会の意見を取りまとめて、本部に報告してください。

## **2. 第3期保険者機能強化アクションプランについて**

### **【事務局】**

資料3に基づき、主に以下の点を説明。

- ・ 国庫補助率 16.4%の恒久化と業務システムの刷新により、保険者としての基礎固めが完了し、これからは、加入者・事業主等に直接的に働きかける業務を強化する。
- ・ 目標は、医療等の質や効率性の向上・加入者の健康度を高めること・医療費等の適正化の3点。
- ・ 各目標の達成に向けた施策

### **【評議員】《議長》**

議題2「第3期保険者機能強化アクションプラン」について事務局より説明がありました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

### **【評議員】（事業主代表）**

マイナンバーの活用方法について具体的に決まっていることはありますか。例えば、債権回収業務等での活用予定はありますか。

### **【事務局】**

利用開始は、平成29年1月以降の予定です。番号情報は年金機構を通じて入手することとなり、利用方法として現時点で想定されているのは、非課税証明書の添付省略などの限定的なものですが、詳細は未定です。新たなことが決まりましたら、ご報告いたします。

## **3. 平成27年度データヘルス計画について**

### **【事務局】**

資料3に基づき、主に以下の点を説明。

- ・ 上期実施状況（14事業所に対するの血圧計・血管年齢測定機1週間レンタル実施結果）
- ・ 下期の施策

### **【評議員】《議長》**

議題3「平成27年度データヘルス計画」について事務局より説明がありました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

### **【評議員】（加入者代表）**

血管年齢測定機レンタルを体験した立場から言うと、マスコミ等で健康に関する情報が溢れていますが、実際に測定してみると健康への意識が現実的になりました。我が社では、今回のレンタルがきっかけで、新たに血圧計を設置することになりました。

協会けんぽのこういった事業を知らない事業所も多数あると思うので、積極的にアプローチしていくべきだと思います。

#### 【事務局】

上期のモデル事業所でのテストが終了し、先般、事業所向けに広報を行いました。かなりの反響があり、申し込みは、約1週間で70社を超えており、3月までの予約は全て埋まっております。

健康イベントの開催を見ても、来場者の多くは高齢者であり、我々のターゲットである40代、50代の方は少ない状況です。また、「健康経営」と唱えても、末端の従業員までなかなか響かないのが現実です。28年度は、職場に直接アプローチできる「機材レンタル」、「出前健康講座」を効果的に活用してまいります。

#### 【評議員】《議長》

続いて、事務局より連絡事項をお願いします。

#### 【事務局】

ブロック別評議会について、ご連絡申し上げます。

他支部の評議会との情報共有や連携を目的として、近畿6支部でブロック別評議会を開催することとなりました。

日時は、平成28年2月10日14:00～17:00です。出席は、片田議長、増井評議員、中村評議員にお願いしております。

なお、議題については、決定次第ご報告いたします。

次回の評議会は、12月17日に開催いたしますので、よろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

#### 【評議員】《議長》

本日の議題は、すべてが終了いたしましたので、以上をもちまして、平成27年度第2回評議会を閉会します。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上